

安来市告示第145号の8

安来市中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月18日

安来市長 田 中 武 夫



安来市中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者が行うエネルギーコストの削減に資する取組に対し、安来市中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は事業所を置く中小企業者とする。ただし、市税（市外に居住する個人である場合は、当該居住地の市区町村税）の滞納がない者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としてない。

(1) 主たる業種が日本標準産業分類に掲げる次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 農業、林業（大分類A）

イ 漁業（大分類B）

ウ 生活関連サービス業、娯楽業（大分類N）のうち次に掲げる事業

(ア) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803）

(イ) 芸ぎ業（細分類8094）

(ウ) 娯楽に付帯するサービス業（細分類8096）のうち場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業

エ サービス業（他に分類されないもの）（大分類R）のうち、政治・経済・文化団体（中分類93）及び宗教（中分類94）

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する営業を営む者で、同法第 3 条第 1 項の許可を受けていない者

(5) 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(6) 安来市暴力団排除条例（平成 24 年安来市条例第 2 号）第 2 条第 1 号及び第 3 号に該当する者

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の本社又は事業所において補助対象者が行う事業の用に供する設備の更新及び導入によるエネルギーコスト削減に資する取組とする。ただし、国、県その他各種団体の補助金の交付決定を受けている事業は、補助対象としない。

（補助対象経費等）

第 5 条 補助金の事業区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 事業計画書（様式第 3 号）

(3) 補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し

(4) 市税の滞納がないことを証明する書類

(5) 履歴事項全部証明書（法人のみ）

(6) 債権者登録依頼書（口座登録済みの場合は不要）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、1 中小企業者につき 1 回を限度とする。

（現地調査）

第 7 条 市長は、必要があると認めたときは、市職員による現地調査を実施するものとし、申請者はこれを拒んではならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の決定をしたときは規則第7条により申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる書類を補助対象事業の完了日の翌日から起算して1月を経過する日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書等の写し
- (3) 補助対象事業を実施したことが分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長から補助対象事業により取得した設備機器の稼働状況について報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、当該事業によって取得した価格が1点50万円以上の事業用備品等を、補助金の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業用備品等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により財産を処分した場合で補助対象者に収入があるときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助金の収支状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月18日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額
飲食・商業・サービス業支援事業	既存の設備と比較し、エネルギーコストの削減効果が高い設備の更新及び導入	補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限を40万円とする。ただし、1設備等当たり10万円を下限対象経費とする。
ものづくり産業支援事業	に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限を100万円とする。ただし、1設備等当たり20万円を下限対象経費とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書

安来市長 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者

(記名押印又は署名)

次のとおり中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金の交付を申請します。

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
補助事業の完了 予定年月日	年 月 日
添付書類	(1) 誓約書(様式第 2 号) (2) 事業計画書(様式第 3 号) (3) 補助対象経費に係る見積書、カタログ等の写し (4) 市税の滞納がないことを証明する書類 (5) 履歴事項全部証明書(法人のみ) (6) 債権者登録依頼書(口座登録済みの場合は不要) (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

誓約書

安来市長 様

各項目の該当する□に☑を記入してください。

項目	確認欄	
安来市中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱の内容について確認しました。	はい □	いいえ □
安来市内に本社又は事業所を置き、事業を営んでいます。	はい □	いいえ □
安来市中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱第3条第2項各号に該当しません。	はい □	いいえ □
国、都道府県その他各種団体の制度による同一目的の補助金や類似する補助金と本補助金との併用はしません。	はい □	いいえ □
計画の進捗状況把握のため、安来市が行う調査に協力します。	はい □	いいえ □
補助金で取得した設備・物品等は、市長の承認を受けることなく、交付の目的外使用、譲渡、処分等をしません。	はい □	いいえ □
安来市暴力団排除条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 補助金交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。	はい □	いいえ □

上記事項の誓約の内容は、事実と相違ありません。

これに反した場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

名 称 _____

代表者 _____

※個人の場合は、代表者氏名を記名押印又は署名してください。

※法人の場合は、代表者が法人名、役職及び代表者氏名を記名押印又は署名してください。

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

（中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金）

1. 事業者に関する事項

本社又は 事業所の所在地	
法人等の名称 及び代表者氏名	
連絡担当者氏名 及び連絡先	
主たる業種	
常時使用する 従業員数	人
資本金又は出資金	千円

2. 設備・機器等の概要

	既存	更新
設備・機器名		
メーカー・型番		
設置場所		
消費電力		
省エネ性能指標		

※既存設備が設置されていることが分かる資料を添付すること

3. 事業計画等に関する事項

(1) 現在の事業内容

(2) 経営におけるエネルギーコストの状況及び課題

(3) 補助事業によるエネルギー削減効果

--

(4) 事業費の内訳

(単位：円)

費目	金額(税抜)	説明(積算根拠等)
合 計		

(5) 補助金額

(単位：円)

対象経費	
補助率	3分の2
補助金額	

年 月 日

事業実績報告書
(中小企業者物価高騰対策省エネ支援補助金)

安来市長 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者

1. 事業結果

補助事業の 完了年月日	年 月 日
事業の経過 及び結果	
添付書類	(1)領収書等の写し (2)事業を実施したことが分かる資料 (3)その他市長が必要と認める書類

